

北海道下水道事業経営戦略（素案）

第1 策定の趣旨

1 策定の目的

- 北海道では、石狩湾新港地域の健全な発展と公衆衛生に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的とした石狩湾新港地域公共下水道事業（以下「公共下水道事業」）並びに流域の水質保全及び都市の生活環境の向上を図ることを目的とした石狩川、十勝川及び函館湾各流域での下水道事業（以下「流域下水道事業」）を経営しています。
- 近年、下水道事業など地方自治体が経営する事業の経営環境は、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化による更新費用の増大などにより厳しさを増しており、国では、将来に渡って安定的に事業を継続していくために、地方自治体に対し、地方公営企業法を適用した公営企業会計の導入や中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請してきました。
- 道では、国の要請を踏まえ、公共下水道事業及び流域下水道事業の両事業について、令和2年4月にこれまでの特別会計から公営企業会計に移行し、経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）などの経営状況をよりの確に把握できる体制になりました。
- これに伴い、両下水道事業の経営方針や将来像を明確化し、効果的・効率的な事業運営を図りながら経営基盤を強化するとともに、下水道サービスの安定的かつ持続的な提供を目的とした「北海道下水道事業経営戦略」（以下「本経営戦略」）を策定します。

2 計画期間

本経営戦略の期間は、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

第2 事業概要

1 公共下水道事業

（1）事業の沿革

- 石狩湾新港地域は、都市計画法に基づく工業専用地域として基盤整備が進められ、下水道事業については汚水量の3分の2以上が特定の事業活動により排出される見込みであったことから「特定公共下水道事業」として、また、当地域が小樽

市と石狩町（現石狩市）にまたがることから、事業主体を北海道として昭和52年度に事業に着手し、昭和58年度に一部供用を開始しました。

- その後、平成19年度には、小樽市及び石狩市の上水道計画並びに北海道の工業用水計画との整合を図るため、平成26年度には、石狩湾新港西地区に新たに埋め立て、造成された開発地の汚水を受け入れるため、下水道の事業認可を変更しています。

(2) 全体計画及び事業計画

		全体計画	事業計画（～R3年度）
処理面積(ha)		1,948	1,834
処理人口(千人)		29	24.6
処理水量(千 m ³ /日)		12.4	9.9
幹線管渠施設	幹線	139,035m	同左
	ポンプ場	3ヶ所	〃
処理場	面積(ha)	13.4	〃
	処理方式	標準活性汚泥法	〃
	処理能力(千 m ³ /日)	12.5	〃

(3) 使用料

- ・ 基本料金 4,950円（30 m³までの使用分）
- ・ 従量料金 192円50銭（30 m³を超える1 m³ごとに）

(4) 組織体制

建設部まちづくり局都市環境課が統括し、空知総合振興局札幌建設管理事業課が建設を担当し、同建設管理部当別出張所が維持管理を担当しています。

(5) 民間活力の活用等

ア 民間活用の状況

石狩湾浄化センターの管理運営を民間業者に委託しています。

イ 資産活用の状況

汚水を浄化する過程で汚泥から作られた脱水ケーキはセメントの原料として活用しています。

2 流域下水道事業

(1) 事業の沿革

ア 石狩川流域下水道

- 石狩川流域下水道は美唄市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町の6市4町で構成され、昭和49年

度に事業着手し、昭和60年度末に一部供用を開始しました。

- 幹線管渠は昭和50年度に着手し、平成13年度までに全線が完成しています。

イ 十勝川流域下水道

- 十勝川流域下水道は帯広市、音更町、芽室町、幕別町の1市3町で構成され、昭和52年度に事業着手し、昭和54年度末に一部供用を開始しました。
- 幹線管渠は昭和52年度に着手し、平成19年度までに全線が完成しています。

ウ 函館湾流域下水道

- 函館湾流域下水道は函館市、北斗市、七飯町の2市1町で構成され、昭和55年度に事業着手し、平成元年度末に一部供用を開始しました。
- 幹線管渠は昭和58年度に着手し、平成7年度末で全線が完成しています。

(2) 全体計画及び事業計画

ア 石狩川流域下水道

		全体計画	事業計画 (～R3年度)
処理面積(ha)		7,999.4	6,584.4
処理人口(千人)		107.2	104.4
処理水量(千 m ³ /日)		47.8	46.1
幹線管渠施設	幹線	82,590m	同左
	ポンプ場	8ヶ所	〃
処理場	面積(ha)	47.0	〃
	処理方式	標準活性汚泥法	〃
	処理能力(千 m ³ /日)	49.4	〃

イ 十勝川流域下水道

		全体計画	事業計画 (～R2年度)
処理面積(ha)		7,121.4	5,977.0
処理人口(千人)		200.5	200.4
処理水量(千 m ³ /日)		88.9	88.5
幹線管渠施設	幹線	21,148m	同左
	ポンプ場	1ヶ所	〃
処理場	面積(ha)	10.3	〃
	処理方式	標準活性汚泥法	〃
	処理能力(千 m ³ /日)	104.3	〃

ウ 函館湾流域下水道

		全体計画	事業計画（～R5年度）
処理面積(ha)		4,886.4	4,595.7
処理人口(千人)		160.1	159.4
処理水量(千 m ³ /日)		78.2	78.0
幹線管渠施設	幹線	18,170m	同左
	ポンプ場	1ヶ所	〃
処理場	面積(ha)	14.3	〃
	処理方式	標準活性汚泥法	〃
	処理能力(千 m ³ /日)	80.0	〃

(3) 運営形態

流域下水道事業は、流域関連市町に維持管理業務（許認可関係等を除く。）を委託しており、維持管理業務に要する費用は、受託者である流域関連市町が全額を負担しています。

維持管理を流域下水道市町に委託する手法は、事業着手当初から、道と流域関連市町の確認事項としてきた歴史的背景があり、流域関連市町にとっては、自ら維持管理を行うことで、流域下水道と接続する市町の公共下水道との一体的な経営が可能となっています。

(4) 組織体制

ア 石狩川流域下水道

建設部まちづくり局都市環境課が統括し、空知総合振興局札幌建設管理事業課が建設を担当し、関係10市町が道との協定に基づき維持管理を担当しています。

イ 十勝川流域下水道

建設部まちづくり局都市環境課が統括し、十勝総合振興局帯広建設管理事業課が建設を担当し、関係4市町が道との協定に基づき維持管理を担当しています。

ウ 函館湾流域下水道

建設部まちづくり局都市環境課が統括し、渡島総合振興局函館建設管理事業課が建設を担当し、関係3市町が道との協定に基づき維持管理を担当しています。

第3 経営の基本方針

1 経営の健全性の向上

適正な収入の確保や費用の見直しなど収入・支出両面から収支の改善を図るとともに、適切な資産管理により経営の健全性の向上を目指します。

2 安定した下水道サービスの提供

施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的かつ効率的な更新を行うことにより、持続的で安定した下水道サービスの提供を目指します。

3 安全で安心なまちづくりの推進

施設の耐震化を進めるとともに、業務継続計画（BCP）に基づき、地震や豪雨などに備えた防災訓練を実施するなどハード、ソフト両面から災害に強い体制整備を目指します。

第4 投資・収支計画

1 公共下水道事業

(1) 投資について

本事業の施設整備は概ね完了しており、今後10年間の投資内容は、施設・設備の重要性、老朽化の度合いなどを踏まえ、既存設備等の更新や長寿命化を行い、将来の投資負担の平準化、低減化を図ります。

(2) 財源について

- ア 適正な使用料への見直しを検討します。
- イ 維持管理費の削減に努めます。
- ウ 企業立地等による適正な使用料収入を見込みます。

(3) その他の取組

ア 職員研修の充実

下水道や企業会計に関する専門知識の習得や経営感覚の醸成を目的に、外部研修を積極的に活用し、実務経験の浅い職員を対象に職員研修の充実を図ります。

イ 情報の発信

本事業の経営状況のほか、水質保全効果など下水道が果たしている役割に関し、道のホームページなどを活用して分かりやすい情報発信に努めます。

ウ 災害・危機管理対策（BCPの更新など）

平時から災害の発生に備えて事業継続計画（BCP）に基づき、地震や豪雨などに備えた防災訓練を実施するなど、被害の極小化や早期に復旧できる体制の確立に努めます。

（４）収支計画（令和３年度～１２年度）

※案策定時に提出します。

２ 流域下水道事業

（１）投資について

本事業の施設整備は概ね完了しており、今後１０年間の投資内容は、施設・設備の重要性、老朽化の度合いなどを踏まえ、既存設備等の更新や長寿命化を行い、将来の投資負担の平準化、低減化を図ります。

（２）財源について

関係市町と負担金について協議を行い適正に徴収します。

（３）その他の取組

ア 職員研修の充実

下水道や企業会計に関する専門知識の習得や経営感覚の醸成を目的に、外部研修を積極的に活用し、実務経験の浅い職員を対象に職員研修の充実を図ります。

イ 情報の発信

本事業の経営状況のほか、水質保全効果など下水道が果たしている役割に関し、道のホームページなどを活用して分かりやすい情報発信に努めます。

ウ 災害・危機管理対策（BCPの更新など）

平時から災害の発生に備えて事業継続計画（BCP）に基づき、地震や豪雨などに備えた防災訓練を実施するなど、被害の極小化や早期に復旧できる体制の確立に努めます。

（４）収支計画（令和３年度～１２年度）

※ 案策定時に提出します。

第5 経営戦略の進捗管理・検証

1 経営戦略の進捗管理

毎年度、決算状況などを踏まえP D C Aサイクルを活用した進捗管理を実施します。

2 経営戦略の見直し

経済社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、中間年の5年を目安に見直しを図ります。なお、計画との大幅な乖離や経営方針の重大な変更等が生じた場合は随時見直しを図ります。